明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○貿易保険法施行令の一部を改正する政令（一）　二

〔省　令〕

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働二）　二

〔告　示〕

○コートジボワールラジオ・テレビ局番組ソフト及び番組制作機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二）　二

○アビジャン海洋科学技術学校機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三）　二

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産五～一二）　二

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一三～一七）　四

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通六）　六

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁一）　七

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛四～八）　七

○海上における射撃訓練等を実施する件（同九）　七

〔国会事項〕

人事院　七

〔人事異動〕

人事院　七

〔皇室事項〕

官庁事項　七

〔官庁報告〕

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七

〔公　告〕

諸事項

裁判所　八

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体　八

教育職員免許状失効関係　八

会社その他　八

本号で公布された法令のあらまし

◇貿易保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一号）（経済産業省）

1　出資外国法人等貿易保険

保険事故の事由となる出資外国法人等販売契約等の一方的な破棄等の相手方から、日本国の政府及び地方公共団体を除くこととした。（第二〇条関係）

2　貿易代金貸付保険

貿易代金貸付保険等の対象となる附帯の債権として、利子及び遅延損害金を定めることとした。（第二二条の二関係）

3　海外投資保険

海外投資保険の保険期間の上限を、一五年から三〇年に引き上げることとした。（第三三条関係）

4　附則

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。